



フリマサービスに ご注意!!

- ・スマートフォンのフリーマーケットアプリで海外ブランドの腕時計を購入。デザインが気に入らなかったのでリサイクル店に持って行くと偽物と言われた。返品に応じてくれない。(20才代 女性)



フリマサービスは個人間の取引です。
トラブルが発生したときは当事者間で解決することが原則です。

- ネット上で簡単に不要品を売買できる「フリマサービス」が広がっていますが、「不良品だった」「届かない」「出品代金が入金されない」などの相談が増えています。
- 取引相手のプロフィールや過去の実績を確認したうえ、購入前に疑問点を質問するなどトラブルの未然防止が大切です。
- 利用規約等で禁止されている行為(別紙参照)は絶対に止めましょう。
- 未成年者の場合は、家族等で利用方法を十分話し合しましょう。
- 困ったときは、お住いの消費生活センターに相談してください。



少しでも、不審に思ったら最寄りの消費生活センターへご連絡を!

あかし消費生活センター	078-912-0999	加西市消費生活センター	0790-42-8739
加古川市消費生活センター	079-427-9179	加東市消費生活センター	0795-43-0502
西脇市消費生活センター	0795-22-3111	多可町消費生活センター	0795-32-3322
三木市消費生活センター	0794-82-2000	稲美町消費生活センター	079-492-9151
高砂市消費生活センター	079-443-9078	播磨町消費生活センター	079-435-1999
小野市消費生活相談センター	0794-63-1000		

消費者ホットライン番号 **188** (188泣き寝入りと覚えてね)

お近くの相談窓口につながります



【利用規約等で**禁止**されている行為(一例:運営事業者により異なります)】

- ◎ 商品を受け取る前に出品者の評価をさせる行為
- ◎ フリマサービス運営事業者が用意する決済方法を使用せず、個別に直接代金を支払う行為
- ◎ 禁止されている商品を出品する行為 (偽ブランド品、盗難物、危険物、医薬品など)
- ◎ 手元のない商品を出品する行為 など

